

熊本市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額の算定に関する基準

制定	平成28年12月16日
改正	平成29年 3月30日
	平成30年 9月28日
	平成31年 2月27日
	令和元年 9月27日
	令和3年 3月31日
	令和4年 9月12日
	令和6年 3月28日

熊本市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第8条に掲げる第1号事業支給費の額の算定に関する基準について、次のとおり定め、各項に掲げる費用を算定するものとする。ただし、当該費用の算定にあたっては、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）に準ずるものとする。

1 訪問型サービス

(A) 訪問サービス費（1月あたり）

区 分	単 位		目 安
	介護予防訪問サービス	生活援助型訪問サービス	
イ 週1回程度	1, 176単位	1, 000単位	要支援1・2、事業対象者
ロ 週2回程度	2, 349単位	1, 997単位	要支援1・2、事業対象者
ハ 週2回超	3, 727単位	3, 169単位	要支援2

(B) 加算（1月あたり）

区 分	単 位		
	介護予防訪問サービス	生活援助型訪問サービス	
ニ 初回加算	200単位		
ホ 生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位	—
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位	—
	生活機能向上連携加算（Ⅲ）	200単位	—
へ 口腔連携強化加算	50単位	—	
ト 介護職員処遇改善加算（令和6年5月31日まで）			
	（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	イからへまで及びヌからヲまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数	
	（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	イからへまで及びヌからヲまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数	
	（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	イからへまで及びヌからヲまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数	
チ 介護職員等特定処遇改善加算（令和6年5月31日まで）			

(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	イからへまで及びヌからヲまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)	イからへまで及びヌからヲまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
リ 介護職員等ベースアップ等支援加算(令和6年5月31日まで)	イからへまで及びヌからヲまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

(C) 減算 (1月あたり)

区 分	単 位	
	介護予防訪問サービス	生活援助型訪問サービス
ヌ 高齢者虐待防止措置未実施減算		
(1) 1週に1回程度の場合	12単位	10単位
(2) 1週に2回程度の場合	23単位	20単位
(3) 1週に2回を超える程度の場合	37単位	32単位
ル 同一敷地内建物等にかかる減算		
(1) 1月あたりの利用者が50人未満の場合	イからへまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数 ただし利用者の割合が1000分の90以上の場合は1000分の12に相当する単位数	—
(2) 1月あたりの利用者が50人以上の場合	イからへまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数	—
ヲ 同一敷地内建物等以外の同一の建物にかかる減算		
(1) 1月あたりの利用者が20人以上の場合	イからへまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数	—

2 通所型サービス

(A) 通所サービス費 (1月あたり)

区 分	単 位		目 安
	介護予防通所サービス	運動型通所サービス	
イ (1) 要支援1、事業対象者	1,798単位	1,533単位	週1回程度
ロ (2) 要支援2	3,621単位	3,087単位	週2回程度

(B) 加算 (1月あたり)

区 分	単 位	
	介護予防通所サービス	運動型通所サービス
ハ 生活機能向上グループ活動加算	100単位	—

ニ	若年性認知症利用者受入加算		240単位
ホ	栄養アセスメント加算		50単位
へ	栄養改善加算		200単位
ト	口腔機能向上加算		
	口腔機能向上加算Ⅰ		150単位
	口腔機能向上加算Ⅱ		160単位
チ	一体的サービス提供加算		480単位
リ	サービス提供体制強化加算		
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1、事業対象者	88単位
		要支援2	176単位
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1、事業対象者	72単位
		要支援2	144単位
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1、事業対象者	24単位
		要支援2	48単位
ヌ	生活機能向上連携加算		
	生活機能向上連携加算Ⅰ		100単位
	生活機能向上連携加算Ⅱ		200単位
ル	口腔・栄養スクリーニング加算		
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)		20単位
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		5単位
ヲ	科学的介護推進体制加算		40単位
ワ	介護職員処遇改善加算(令和6年5月31日まで)		
	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		イからヲまで及びタからツまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		イからヲまで及びタからツまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		イからヲまで及びタからツまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
カ	介護職員等特定処遇改善加算(令和6年5月31日まで)		
	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		イからヲまで及びタからツまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		イからヲまで及びタからツまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
ヨ	介護職員等ベースアップ等支援加算(令和6年5月31日まで)		イからヲまで及びタからツまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(C) 減算（1月あたり）

区 分	単 位	
	介護予防通所サービス	運動型通所サービス
タ 高齢者虐待防止措置未実施減算		
(1) 1週に1回程度の場合	18単位	15単位
(2) 1週に2回程度の場合	36単位	31単位
レ 業務継続計画未策定減算		
(1) 1週に1回程度の場合	18単位	15単位
(2) 1週に2回程度の場合	36単位	31単位
ソ 同一建物減算		
(1) 要支援1、事業対象者	376単位	376単位
(2) 要支援2	752単位	752単位
ツ 送迎未実施減算（片道につき）	47単位	

3 介護予防ケアマネジメント

(A) ケアマネジメント費（1月あたり）

区 分	単 位
イ ケアマネジメントA	442単位
ロ ケアマネジメントC	442単位

(B) 加算（1月あたり）

区 分	単 位
ハ 初回加算・介護予防ケアマネジメントA	300単位
ニ 初回加算・介護予防ケアマネジメントC	300単位
ホ 委託連携加算	300単位

(C) 減算（1月あたり）

区 分	単 位
へ 高齢者虐待防止措置未実施減算・介護予防ケアマネジメントA	4単位
ト 高齢者虐待防止措置未実施減算・介護予防ケアマネジメントC	4単位

附 則

この基準は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。